

省エネ家電購入促進事業 規約

省エネ家電購入促進事業への参加にあたっては、「福井県の消費応援キャンペーン [ふく割] 参加誓約書」および「個人情報取扱についての同意書」に加えて、以下の事項に同意し、遵守します。

●事業の概要

本事業は、一定以上の省エネ性能を有するエアコン、冷蔵庫の購入に対して、ふく割クーポン「エアコン de 省エネ家電割」「冷蔵庫 de 省エネ家電割」（以下ふく割クーポンとする。）を発行するものである。

●事務局

本事業の事務局は、ふくい省エネ家電購入応援キャンペーン事務・コールセンターとする。

●事業の対象者

ふく割クーポンの発行・使用は、福井県民であって、購入した製品を県内で使用する個人のみを対象とする。

●事業期間

事業期間は事務局が別に定める。

●ふく割クーポンの有効期限

ふく割クーポンの有効期限は取得の翌日までとする。

●1人あたりのふく割クーポン使用回数

一人あたりのふく割クーポンの使用は、「エアコン de 省エネ家電割」「冷蔵庫 de 省エネ家電割」各1枚のみとする。

●事業の参加店舗

ふく割クーポンを使用できる店舗（以下参加店舗）は、次に該当する事業者であって、事務局に対して参加申請を行い、登録を受けたものとする。

- ・ふく割参加店として登録されていること。もしくは本事業への申請と併せてふく割への参加店登録申請を行っていること。
- ・対象製品の取り扱いがあり、県民に直接販売していること。

●事業の対象製品

ふく割クーポンを使用できる製品は、次に該当する家庭用エアコンディショナーまたは電気冷蔵庫とする。

- ・エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年8月18日号外経済産業省告示第258号）で定める多段階評価点が3.0点以上であること。（エアコンは「目標年度2027」、電気冷蔵庫は「目標年度2021年度」に基づいた多段階評価点であること。）

- ・資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」(URL : <https://seihinjyoho.go.jp/>) に掲載があること。
- ・製品本体の価格が10万円(税込み)以上であること。(運搬費、据付費、保証料等は含まない。)
- ・新品であること。

●ふく割クーポンの発行・使用

ふく割クーポンは、参加店舗に事前配布したQRコードをふく割アプリで読み取ったものに対して発行し、事業期間中に行われた県民に対する対象製品の決済時にのみ使用できるものとする。(契約時に額面上のみで割引分を差し引くなど、現に決済行為が発生しない割引方法は認めない。)

また、ふく割クーポンの使用時には、購入者に対して下記の事項について確認する書類(以下確認書)への記入を求めることとする。

- ・事業の対象者に該当すること
- ・対象製品に該当すること。
- ・過去に本事業による割引を受けたことがないこと(初回の購入であること)。

●スマホを所有していないものへの対応

スマホを所有しておらず、ふく割アプリの使用が困難であるものに限り、購入者の家族のスマホを使用して「家族でふく割」を取得し、スマホ所持者の立会いのもとで使用することを認める。

さらに、スマホを所有せず、家族でふく割も使用困難であるものに向けて、ふく割を用いない方法での申請も可能とする。ふく割を用いない方法により申請を行う場合は、購入者に以下の書類の提出を求めることとする。

- ・確認書
- ・購入製品のレシート の写し

●確認書の提出

参加店舗は、確認書(ふく割を用いない方法での申請が行われた場合は購入製品のレシート の写し)について、確認書が作成された月の月末までに、郵送またはFAXにより事務局に提出するものとする(提出する確認書は原本、写しを問わない。なお、事業者は、提出した確認書の原本または写し一部を保管しておくこと。)事務局は、確認書が提出されない場合や確認書に不備がある場合に、参加店舗に対する清算の一部または全部について、支払いを留保し、また行わないことができるものとする。

●清算

事務局から各店舗に対する支払いについては、福井県の消費応援キャンペーン「ふく割 2022」のスケジュールに準ずる。事務局は、確認書等の内容に不備等がある場合や、ふく割クーポンの利用実績等に誤りがある場合などには、支払い額の減額等の調整を行うことができるものとする。

●調査

事務局は、必要に応じて、参加店舗に対して、ふく割クーポンの利用状況等について説明を求め、書類の提出、店舗の訪問その他必要な調査を行うことができるものとする。

●規約の変更

事務局は、必要に応じて本規約の内容を変更できるものとする。

●免責事項

本事業への実施及び参加に関して参加店舗に生じる紛争、損害等について、県又は事務局の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県及び事務局は一切の責任を負わない。

●その他

当制度の利用にあたっては、利用者、事業者間で結託せず、誠実に事業を遂行すること。本事業は、令和5年度補正予算が成立した場合に限り実施する。福井県議会で本事業に係る予算が否決された場合は、これまでに実施した説明や募集等に関わらず、本事業の執行は一切行わない。